

浪江町農林水産物等情報発信業務委託仕様及び企画提案書作成要領

1 業務名

浪江町農林水産物等情報発信業務

2 履行（納品）場所

浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地の 2

3 業務期間

契約日から令和 9 年 3 月 1 7 日まで

4 目的

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響により、当町の第一次産業を取り巻く環境は依然として厳しいものがある。当町の農林水産物は、食品中における放射性物質の検査は行われており安全性は確認されているものの、福島県産品に対する消費者の不安は十分に払しょくされていない状況である。

これらの風評を払しょくし、販路拡大・販売量増加を図るためには、県内のみならず県外の人にも、当町の請戸漁港近海で水揚げされる魚介類（以下、請戸もの）に加え、農産品及びその他の浪江町の産品の魅力を継続的に伝える創意工夫が必要であり、当町が誇る他産業と一体となった取り組みが求められる。また、国内のみならず、将来的なインバウンド効果につなげることを目的として、海外向けに当町のプロモーション活動を実施する必要がある。

5 業務内容

本業務内容は下記のとおりとする。

(1) 浪江町の農林水産品や特産品を使用した首都圏での会食イベント

首都圏の高級レストラン等において、浪江町の農林水産品や特産品等を使用した会食イベントを 1 回程度開催する。イベントには、国内外向けに発信を行っているインフルエンサー（5 名程度）やメディア数社を招聘し、SNS

や Youtube 等により浪江町産食材の魅力や質の高さ、安全性等の情報を広域的かつ効果的に発信する。あわせて、相馬野馬追や大堀相馬焼といった町の文化、復興状況等に関する情報を併せて PR することにより、より充実した情報発信となることを目指す。

ア 開催日

大まかな開催時期を提案内容に含めるものとし、業務契約後に発注者と協議の上、開催日を決定する。

イ 開催場所

都内及び周辺都市を想定し、フレンチやイタリアン、創作料理、海鮮料理等の店舗とする。具体的な場所については提案内容に含めるものとし、業務契約後に発注者と協議の上決定する。

ウ 業務概要

- ・請戸ものに加え、農産品及びその他の浪江町の産品の活用を中心としたメニューを提供する食事会イベントを開催する。
- ・インフルエンサーを招き、浪江町の魅力を伝え、風評払しょくとなる情報発信をすること。なお、なるべくインフルエンサーは性質が異なる方々となるように配慮する。
- ・インフルエンサーは 5 名程度招くものとし、各種 SNS における登録者数又はフォロワー数は 1 人当たり 1 万人以上、かつ、それらの合計が 100,000 人以上となるようにする。
※インフルエンサーのジャンルやフォロワー数、活動内容、候補理由等を示すこと。
- ・食べること以外の方法で、請戸ものの質の高さをインフルエンサーに感じてもらえる時間を設け、あわせて、食材の魅力に加え、生産者の思いやこだわり、努力が伝わる内容とする。
- ・農林水産物に限らず、町の文化や風土、特産品、復興状況等の発信につながるような工夫を盛り込む。

エ イベント運営業務

- ・ イベント実施にあたり必要な機材の調達・設営
- ・ イベント運営準備、進行、撤去
- ・ その他イベント運営に関して必要な業務

(2) 浪江町の農林水産物や特産品を活用した首都圏飲食店でのメニュー提供
首都圏の居酒屋やカジュアルレストラン等において、町の食材を活用したメニュー開発及び、開発した料理を提供するフェア（2週間程度）を2回程度開催する。浪江町や請戸もの等を知っている人・関心のある人だけでなく、知らない人に対しても、お手頃に利用できる価格帯で実際に浪江町の食材を活用した料理を食べてもらうことで、食材の美味しさを体感してもらい、請戸ものをはじめとする町内産品の風評払拭を図る。イベントの開催にあたっては、店内にポスターを掲示する等により、食材の魅力や安全性、ストーリー性等についても伝えることができるような工夫を行う。

ア 開催日

大まかな開催時期を提案内容に含めるものとし、業務契約後に発注者と協議の上、開催日を決定する。開催期間は2週間程度を2期（計4週間程度）とする。

※期間を分けて、通期で4週間程度のフェアとしても差し支えない。

イ 開催場所

都内及び周辺都市を想定し、一般消費者が気軽に利用できる居酒屋やカジュアルレストラン等5店舗程度とする。具体的な場所については提案内容に含めるものとし、業務契約後に発注者と協議の上決定する。

※1期2週間程度のフェアを実施する店舗を1店舗としてカウントし、同一店舗で2期4週間（又は通期で4週間）程度のフェアを実施する場合は2店舗としてカウントして差し支えない。

ウ 業務概要

- ・ 浪江町の食材等を使用したメニューを提供する。
- ・ メニューの提供時には、請戸ものや浪江町の食材等の魅力や美味しさ

の情報を掲示する。

- ・フェアを行う店舗と、レシピ開発や食材調達等の各種調整を行う。

(3) 首都圏高級レストラン等のシェフを対象とした講習会

請戸ものをはじめとする浪江町産品の風評払拭と、浪江町産品を食べることのできる店舗数を増やすことを目的として、首都圏高級レストラン等のシェフ(10名程度)を対象とした講習会を1回程度開催する。講師は(1)の会食イベントの際に調理を担当したシェフ等を想定し、請戸もの等の浪江町産品の特徴や魅力、料理例、実際に調理した感想等を伝えてもらう。あわせて浪江町産品の安全性や生産者・取引先等に関する情報提供も行う。

ア 開催日

大まかな開催時期を提案内容に含めるものとし、発注者と協議の上、開催日を決定する。

イ 開催場所

都内及び周辺都市を想定し、具体的な場所については提案内容に含めるものとし、業務契約後に発注者と協議の上決定する。

ウ 業務概要

- ・請戸ものや浪江町の食材等の魅力や美味しさの情報を伝えつつ、継続的な取扱いにつながるような講習会を開催する。
- ・対象者の選定や講習内容、食材調達等の各種調整を行う。
- ・請戸ものの流通経路、取引先等の状況提供を行うなど、スムーズに商取引に移行できるような工夫を盛り込むこと。

(4) 首都圏のシェフ、食品バイヤー等と生産者との交流会

首都圏レストランのシェフや食品バイヤー、消費地市場関係者等(6名程度)を対象に、町内の生産現場を訪問してもらい、町内生産者との交流会(1泊2日～2泊3日程度の行程)を開催する。交流会では、食材の魅力や安全性、生産者の思い、ストーリー性などを生産者から直接説明してもらうことで、首都圏のシェフ、食品バイヤー、消費地市場等での理解を深め、継続的

な取引等につなげることを目指す。

ア 開催日

大まかな開催時期を提案内容に含めるものとし、発注者と協議の上、開催日を決定する。

イ 開催場所

浪江町内での開催とする。具体的な訪問先、行程等については提案内容に含めるものとし、業務契約後に発注者と協議の上決定する。

ウ 業務概要

- ・首都圏のシェフや食品バイヤー、消費地市場関係者を招いた浪江町町内ツアーを開催する。
- ・参加者が、訪問先ごとに浪江町の食材等の魅力や美味しさ、安全性等を理解し、継続的な商取引等につながる内容とする。
- ・請戸ものに加え、農産品及びその他の浪江町の製品の生産地の見学、浪江町の食材等が使用されている食事の機会、安全性確保に係る取組を学ぶ機会等の内容とする。
- ・シェフ、食品バイヤー、消費地市場関係者全体で6名程度を想定するが、人数や割合については事業目的を達するために必要と考える形を提案すること。
※例として、参加者全員が消費地市場関係者であっても差し支えない。
※参加者の人数や割合について、提案内容が効果的だと考える理由を付すこと。

エ 交流会運営業務

- ・町内訪問先との調整業務
- ・交流会開催の準備、進行、撤収等必要な業務
- ・その他町内訪問、交流会運営に関して必要な業務

(5) 各種メディアを活用した情報発信

各種メディア（テレビ、新聞、WEB 等）と連携し、(1)～(4)の取組や、請戸ものに加え、農産品及びその他の浪江町の製品の魅力や安全性等の情報を発信する。

ア 業務概要

- ・各種メディア（テレビ、新聞、WEB 等）を活用した情報発信を行う。
- ・情報発信の内容は、(1)～(4)の取組や、請戸ものに加え、農産品及びその他の浪江町の製品の魅力や安全性等とする。
- ・連携を想定するメディア及び発信方法等を具体的に提案すること。

6 成果品

- (1) 実績報告書（事業実施に関する経過、事業成果の分析、今後の提案等）
- (2) イベントの内容がわかる写真データ等（CD-R 又は DVD-R） 1 枚

7 企画提案書の体裁等

(1) 企画提案書の体裁

- ①_企画提案書等に記載の提案内容は、具体的かつ簡潔な表現とすること。
- ②_企画提案書等の用紙は、A 4 判印刷（20 ページ以内。表紙含む。両面印刷で 10 枚以内。）、横使いを原則とし、上綴じとすること。なお、原則として、提出期限後の追加提出は認めない。
- ③_企画提案書等の余白は、上部（綴じ代側）は 20 mm 以上、その他は 15 mm 以上設けること。ただし、ページ番号等はこの限りでない。
- ④_企画提案書等に記載する文字の大きさは、原則 10 ポイント以上とすること。ただし、図表の説明等やむを得ない場合はこの限りでない。

(2) 記載事項

- ・企画提案書には以下の項目を記載すること。
 - ①_浪江町及び浪江町農林水産物に関する現状認識
 - ②_事業目標及び中長期の展望
 - ③_業務内容方針
 - ④_業務内容に示す(1)～(5)業務の実施計画及び全体計画

⑤_業務価格

⑥_業務の実施体制

⑦_その他、本業務における提案者の強みを活かした独自提案

(3) 業務の実施計画及び全体計画

- ・契約締結から業務完了までの実施スケジュールの詳細等を記載すること。
- ・(1)～(5)までの業務及び業務全体について、風評払しょくや魅力発信に資する成果目標を可能な限り定量的に設定すること。

(4) 業務の実施体制

本業務を実施するにあたっての体制の詳細（人員配置、人材など）を記載すること。

8 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。業務経歴が分かる書類（任意様式）を添付すること。

9 その他

(1) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、浪江町に帰属するものとする。

(2) 受託者は、当該業務の履行において必要な取材や撮影などに際して、事前に該当施設や対象者の許可を得ること。ただし、町関係の撮影に当たり調整が必要な場合は、事務局に連絡すること。

(3) 受託者は、受託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(4) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。

(5) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が

生じたときは、浪江町と受託者が協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

(6) 不測の事態等の影響により、本仕様書に定める委託契約内容について、実施が困難となった場合には、協議の上、契約内容の変更を行うこととする。

(7) 一般管理費（事業に必要な光熱水費や家賃、回線使用料、文房具などの汎用品など当該事業に要した経費として特定が難しい費用について、一定割合の支払を認められた経費（事業従事者の人件費は含まない。))を計上する場合は10%以内を上限とすること。